

個人情報取扱基準

(基本的事項)

第1条 指定管理者及びその従事者（以下「指定管理者等」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理業務に関して保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者等は、公の施設の管理運営等（以下「管理運営等」という。）に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は終了した後（以下「満了等した後」という。）においても、同様とする。

(従事者への周知)

第3条 指定管理者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても管理運営等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(委託業者等への情報提供の禁止)

第4条 指定管理者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、管理の業務の一部を委託又は請け負わせる者に取り扱わせてはならない。ただし、市が事前に承認した場合は、この限りでない。

(適正な管理)

第5条 指定管理者は、管理運営等に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 指定管理者等は、管理運営等のために個人情報を収集するときは、当該管理運営に必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7条 指定管理者等は、市の指示又は承諾がある場合を除き、管理運営等に関して知り得た個人情報を当該管理運営等のため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 指定管理者等は、市の指示又は承諾がある場合を除き、管理運営等のために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の開示等)

第9条 指定管理者が保有する個人情報について、個人情報の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）の請求がなされた場合は、指定管理者が請求を受け付け、開示等について決定する。

(個人情報の漏えい等)

第10条 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の個人情報の安全

の確保に係る事態が生じたときは、直ちに市に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第11条 指定管理者は、この個人情報取扱基準に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知った場合は、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。その指定期間が満了等した後においても同様とする。

(資料の返還等)

第12条 指定管理者は、管理運営等のために市から貸与され、又は指定管理者等が収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を指定期間が満了等した後、遅滞なく市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により個人情報を漏えい、改ざん、滅失及び毀損したときは、それにより生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。